

事務連絡
令和5年7月3日

各 都道府県
市区町村 保育主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局安全対策課

こどもの安全のための新たな玩具規制について

平素より保育施策の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

令和5年5月16日に消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第183号）が閣議決定され、同年6月19日から施行されました。

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）は、消費者が日常使用する製品（以下「消費生活用製品」という。）により起こりうる怪我、火傷、死亡などの人身事故の発生等を未然に防ぎ、消費者の安全と利益を保護することを目的として制定された法律です。「消費生活用製品」のうち、構造、材質、使用状況等からみて、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品が「特定製品」として指定され、その製造、輸入及び販売を規制されています。

今般、上記政令改正により、特定製品として新たに、「磁石製娯楽用品」、「吸水性合成樹脂製玩具」の2製品が指定されました。これにより、強力な磁力を有する複数個の磁石を組み合わせて使用するいわゆるマグネットセットや、水を吸収することで大きく膨らむ吸水性の玩具は、令和5年6月19日から販売できなくなりました。これら製品については、これまでに乳幼児が誤飲し、開腹手術による摘出が必要となった事故が発生しています。既にこのような玩具を購入・利用されている保育所等や各家庭におかれては、当該製品をこどもに触らせないように、十分に注意していただく必要があります。

つきましては、内容について御了知の上、貴庁消費者行政担当部（局）とも適切に連携いただくとともに、貴管内の保育所等に対して周知いただき添付のポスターを保護者の方に見えやすい場所に掲示をしていただくなど御対応いただきますようお願いいたします。

○関係情報

- ・経済産業省（本政令改正に関するページ）

<https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230516002/20230516002.html>

- ・独立行政法人製品評価技術基盤機構（誤飲事故に係る注意喚起動画）

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/poster/sonota/23051601.html>